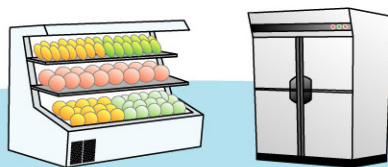


# 改正フロン回収・破壊法の仕組み

平成14年4月1日から、業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収が義務づけられていますが、法改正により、平成19年10月1日から、関係者はそれぞれ、以下のことを行わなければなりません。



ここが変わりました

## 機器のメンテナンス業者 第一種特定製品整備者

- フロン類の回収作業を行うには、都道府県知事の登録が必要。または、フロン類の回収作業をフロン類回収業者に委託。  
(回収・運搬・破壊に要する料金は機器の整備の発注者が支払う)

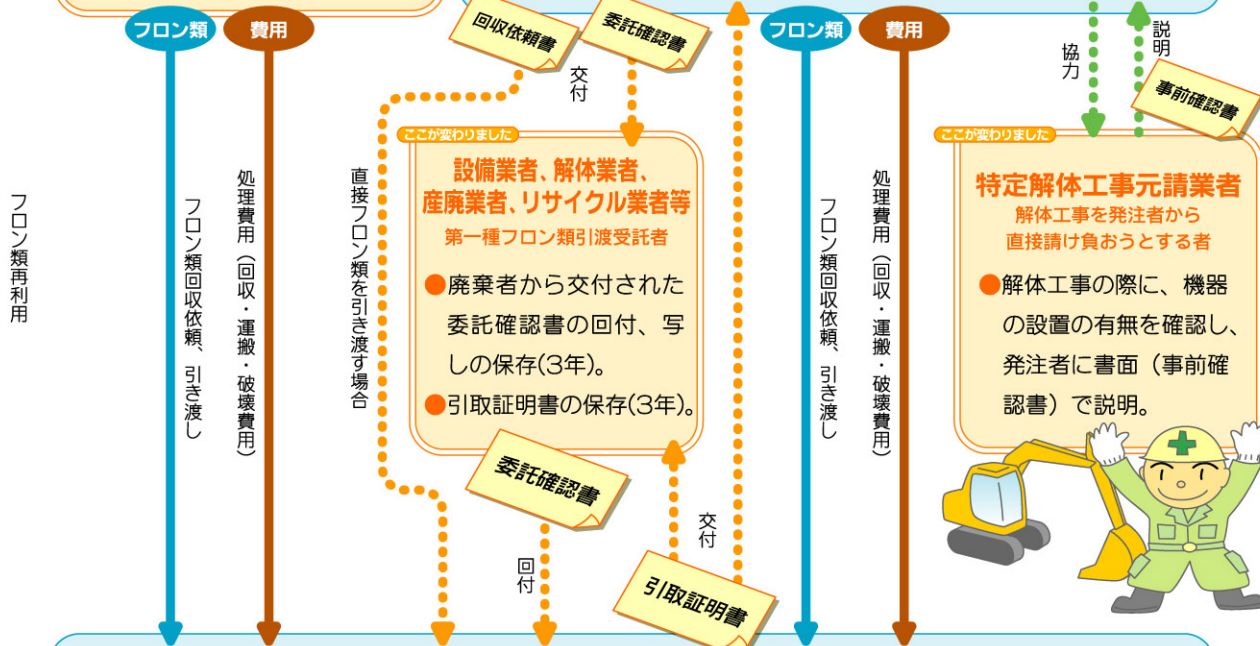
## ユーザー・ビルオーナー等の機器の所有者 第一種特定製品廃棄等実施者

第一種特定製品廃棄等実施者

- 機器を廃棄する際は、フロン類をフロン類回収業者に引き渡す。
- 回収・運搬・破壊に要する料金の支払い

ここが変わりました

- 機器を廃棄する際に回収依頼書又は委託確認書を交付し、写しを保存(3年)
- フロン類回収業者が交付する引取証明書の保存(3年)
- 解体工事元請業者が行う確認作業への協力



## フロン類回収業者 都道府県知事の登録業者 のべ26,825業者 (平成18年4月1日現在)

- 回収、運搬に関する基準に従ってフロン類を回収、運搬。
- 再利用する場合等を除き、フロン類をフロン類破壊業者に引き渡す。

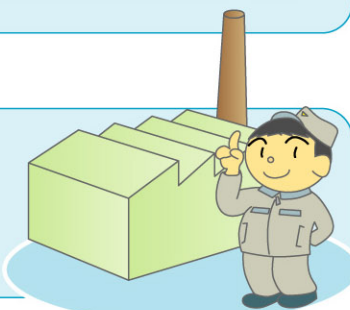
ここが変わりました

- 機器の廃棄時に加え、整備時についても回収の記録を行い、都道府県知事に報告。
- 機器の廃棄時にフロン類を引き取った際に、引取証明書を交付し、写しを保存(3年)。

フロン類 費用  
フロン類 破壊費用

## フロン類破壊業者 経済産業大臣・環境大臣の許可業者 81業者 (平成18年10月2日現在)

- 破壊に関する基準に従ってフロン類を破壊。
- 破壊の記録を行い、経済産業大臣・環境大臣に報告。



業務用冷凍空調機器からみだりにフロン類を放出することは禁止されています。(法第38条)  
これに違反すると、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。(法第55条)